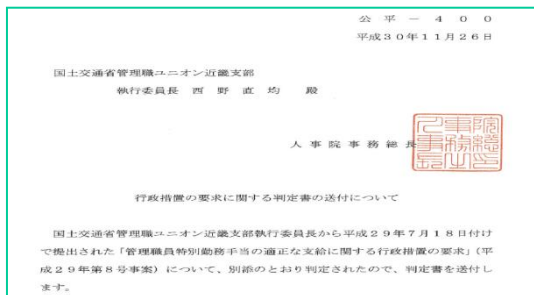


# ユニオン近畿支部の行政措置要求に対し 人事院「在宅勤務」で支給の対象と判定



判定書の  
結論部分  
です。

- (4) 以上のことから、姫路事故対応及び京都事故対応ともに、自宅において行われた勤務であるが、勤務を行った事情や勤務の具体的内容を見れば、給与法第19条の3第1項の臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務したものと、管理職員特別勤務手当の支給対象に該当すると認められる。
- 2 以上のとおり、当局は、管理職員特別勤務手当の支給に当たっては、姫路事故対応及び京都事故対応のような勤務について、同手当の支給対象となる勤務として、所要の給与上の措置を講ずべきである。

緊急時の在宅勤務  
で「管理職特別勤務  
手当」が出ることに  
人事院で認められま  
した。

管理職ユニオン近畿支部で  
人事院に行っていた緊急時の  
在宅勤務に対する行政措置  
要求」に対し、11月26日付け  
で判定が出されました。この  
判定結果を管理職員に知ら  
せて行くことが大切です。